

令和4年度 処遇改善支援補助金手当支給（令和4年4月～）について

政府の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、主に介護職員(※)を対象に介護施設職員の収入引き上げ(ベースアップ)のための補助金給付が令和4年2月から実施されています。

※法人の裁量で介護職員以外の職員も対象とできます。

清寿園では、令和4年2月、3月は、旧年度内であったため、「処遇改善支援補助手当金」を臨時の一時金として支給しました。

新年度の令和4年4月からは、給与規定の改定を実施して、給与の改善を下記のとおりに変更します（令和4年4月～9月まで）。

① 「処遇改善支援補助 手当金」を毎月支給する【特養】

(1) 介護・看護職員 月額 5,000円 (2) その他職員 月額 2,000円

② 業務手当と資格手当の増額【特養】

介護・看護職員等には、
業務手当(正職員のみ)・資格手当(介護福祉士のみ)を各2,000円増額する。

③ 非常勤介護職員の時間給引き上げ【特養】

非常勤の介護職員は、時間給の引き上げによって正職員の「業務手当2,000円増額」に相当する引き上げを実施する。
但し基本給引き上げは従来の「介護職員等処遇改善加算の要件」に含まれる。

④ 訪問実施サービスの単位に基づき手当を算定【訪問】

訪問介護事業所の介護職員は、各職員の実施したサービスの単位に基づき、実際に給付される支援給付金をそのまま処遇改善支援補助手当として支給する。

⑤ 最終的な差額(余剰分)は勤務時間に応じて配分【特養・訪問】

上記に基づく支援補助手当等の「支給実績」と介護報酬による補助金「給付額実績」との差額(余剰分)は、最終月集計後の10月分給与支給時に「手当額調整金」として全員に勤務時間に応じて配分する。